

## 蕨市立病院経営改革プラン外部評価員会議概要（書面開催）

【日 時】 令和6年3月

【評価員】（敬称略）須田 嵩、内田 研

【内 容】

- （1）第2次経営改革プラン行動計画の実施状況について
- （2）令和5年度上半期報告について
- （3）蕨市立病院経営強化プラン（案）について

### 配布資料

- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 資料1 | 第2次プラン取組状況      |
| 資料2 | 令和5年度上半期決算      |
| 資料3 | 令和5年度上半期業務量     |
| 資料4 | 蕨市立病院経営強化プラン（案） |

### 【資料説明】

資料1 第2次経営改革プラン行動計画の実施状況について

各項目の＜令和5年12月末現在＞が最新の実施状況となっております。

資料2 令和5年度上半期報告について

（1）収益的収入及び支出（ア）収入

上半期における事業収益は、14億487万1,486円となり、前年度と比べて1億4,179万7,307円の減収となりました。そのうち、入院・外来、その他医業収益をあわせた医業収益の合計は、前年度比1億4,119万3,325円減の13億6,997万156円となっております。

医業収益が減少しておりますが、入院収益については、令和5年3月末に外科医師1名、4月末に整形外科医師1名が退職したことによる活動量の減少、外来収益については、新型コロナウイルス対応等の発熱外来等でのコロナ対応に係る診療報酬点数の加算が終了したことによる影響と考えております。

（1）収益的収入及び支出（イ）支出

支出の事業費用につきましては、14億4,432万3,760円となり、前年度より6,575万1,010円の減となっております。

医業費用のうち給与費につきましては、医師の退職等の影響により前年度比で約2,550万円減少の8億7,393万9,830円となっております。材料費については、患者数の減少により前年度比約4,070万円減少の2億9,172万3,827円となっております。なお、給与費については、令和5年度の人事院勧告をうけて、給与改定が行われておりますので、決算においては前年度対比が増加することが見込まれます。

これらの結果、上半期における事業収益・事業費用の収支差引は、3,840万2,274円の純損失の計上となり、経営状況としては厳しいものとなっております。

#### 資料3 令和5年度上半期（業務量）について

令和5年度上半期における患者数であります。入院合計は1万2,096人となり、前年度より2,140人の減となりました。外来では合計が5万2,175人となり、前年度より771人の減となっております。

診療科別で見ますと、入院では全ての科で減少しており、病床利用率は、前年度から9.00ポイント減の50.84%となっております。

外来においては、内科で大きく減少しておりますが、これは、これまで発熱等の症状のある患者のほとんど全てを内科の発熱外来で対応していたものを、発熱外来の終了に伴い各科で診察するようになったことによる影響です。

資料左下の産婦人科の分娩件数につきましては、前年度比1件増の127件となっております。また、各診療科における手術件数につきましては、全体的に減少し、前年度比82件減の415件となっております。

#### 資料4 経営強化プラン（案）について

経営強化プランは持続可能な地域医療提供体制を確保することを目的に、総務省の「公立病院経営強ガイドライン」に基づき、公立病院の経営強化について取り組むべき事項について示すものです。

プラン策定にあたっては、蕨市立病院将来構想を基本的な考え方とし、地域住民が求める急性期を主体とした中核病院を目指すものとし、プランの期間は2024（令和6）年度から2027年度までの4年間としております。

「蕨市立病院経営強化プラン（案）」の要点として、

3、4 ページは、蕨市立病院の概要に加えて、現在、施設の建て替えにについて検討を進めている旨を記載しています。

5 ページ以降は、ガイドラインに示されている6つの項目についてそれぞれ記載しており、まず、「役割・機能の最適化と連携の強化」としては、基本的には急性期を維持しつつも、病床の一部の回復期への転換を検討する等南部保健医療圏における必要な医療機能について柔軟に対応する必要があるとし、今後、高齢者医療の重要性が増す中で、地域医療機関や介護施設等との連携を強化し、地域包括ケアシステムの一翼を担っていくとしています。

11 ページからの「医師・看護師等の確保と働き方改革」では、現在の状況及び、令和6年4月から実施される医師の働き方改革についての考え方を記載し、今後も、働きやすい環境づくりを図り、安定した職員の確保ができるように努めるとしています。

12 ページの「経営形態の見直しについて」では、当面は現在の地方公営企業法の一部適用を継続し、必要に応じて今後の経営形態の検討をするとしております。

13 ページの「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組み」については、当院における新型コロナウイルス感染症における取り組み状況に加えて、今後、同様の事態が起きた場合も、できる限りの対応につとめていくが、入院環境や外来でのゾーニング等、現在の施設における対応には限界があるため、施設の整備において対応向上を図っていききたいという考えを示しております。

「施設・設備の最適化」では、老朽化している現施設で設備の大幅な更新は困難であり、デジタル化への対応と併せて施設整備における課題として検討するとしております。

14 ページからの「経営の効率化等」ですが、現行プランである経営改革プランの行動計画をベースに、安定経営に向けた各種行動項目及び目標となる指標を設け、経営の効率化を図っていくとしています。